

都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本ワーキンググループは、東京都が整備すべき3Dデジタルマップの仕様について検討を行うとともに、民間活力の活用など、より効率的かつ効果的な3次元データ収集スキームや管理体制、活用内容など、導入・運用手法の構築を見据えた検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別紙のワーキンググループメンバーをもって組織する。
2 座長は、メンバーの互選により定める。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、座長が招集する。
2 座長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
3 ワーキンググループの公開は、ワーキンググループ資料及び議事概要の公開をすることにより行う。
4 ワーキンググループ資料及び議事概要の公開は、原則としてワーキンググループ開催後、遅滞なく行うこととし、座長が必要があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができるものとする。
5 ワーキンググループは座長が必要があると認めるときに限り、これを書面による決議とすることができる。

(ワーキンググループ運営事務局)

第5条 ワーキンググループの庶務は、東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月 1日から施行する。
この要綱は、令和4年 1月19日から施行する。
この要綱は、令和6年 1月11日から施行する。